

## 第36回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成25年6月13日（木）16:00～18:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷 浩

(委 員) 竹原 功、椿 広計

(専 門 委 員) 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

(1) 前回部会で審議することとされた事項について

前回の2010年世界農林業センサスに係る統計委員会答申（平成21年1月19日付け府統委第6号）における「今後の課題」への対応状況について、前回の部会審議において引き続き審議することとされた事項に関し審議が行われ、当該対応状況について了承された。ただし、農林業経営体調査におけるオンライン調査の導入について、部会として、調査実施者に対し、当該導入の調査結果への影響に関する事後検証を十分行うことを求めている。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

### ア 農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討することについて

#### ① オンライン調査の導入に伴う調査結果の質的な相違の有無に関する検証

- ・ 平成24年及び25年に実施された農業構造動態調査（一般統計調査）の結果を用いて、紙媒体の調査票で報告された場合と、オンラインを利用して報告された場合について、経営耕地面積規模別の組織経営体の階層移動の状況を比較した結果、2つのケースの間で大きな違いがなかったことから、基本的には調査方法による調査結果の質的な相違は生じなかつたといえるのではないか。
- ・ 今回、農業構造動態調査の結果に基づき検証が行われたが、当該調査におけるオンライン調査は組織経営体のみを対象として実施されているため、2015年農林業センサス（以下「2015年センサス」という。）において、家族経営体を対象として実施した場合においても調査結果の質的な相違が生じないのかどうかについて事後的に検証することが必要であると考える。
- ・ 調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入することによって、販売金額等について、むしろ正直に報告されることもありうるのではないかとの意見もあったので、そうした部分も含め、2015年センサスの事後検証はかなり慎重に行うことが求められるのではないか。
- ・ 2015年センサスの実施後に、調査実施者において、紙媒体の調査票による回答とオンラインによる回答について、それぞれの報告者（家族経営体及び組織経営体）の属性

(販売金額等)を同一になるように調整した上で、調査結果の質に相違が生じているか否か、生じている場合はその原因は何か等について是非検証してほしい。

## ② 2015年センサスにおける今後のオンライン調査の導入拡大に向けた検証

- ・ 2015年センサスの実査において、今後のオンライン調査の導入拡大に向け、市町村、統計調査員、報告者等の各段階で予定されている検証をしっかりと行ってほしい。調査の現場においては、統計調査員の確保がかなり困難となっていることや、統計業務に従事する市町村職員が減っていること等から、その対策としてオンライン調査の拡大を希望しているところが少なくないのではないか。
- ・ 2015年センサスの実査において、農林水産省では、今後のオンライン調査の促進、拡充に向けた様々な検証を行うこととしており、その結果についても、調査終了後、十分検討していただきたい。

### イ 農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討することについて

- ・ 農林水産省の資料によれば、農林業経営体において、林業経営体の基準には該当しないものの、実際には林業経営を行っているケースが数多くみられ、農林業経営体調査票として単一の調査票に統合されていることによって、このような経営体の実態をも把握できるものと考える。危機的な状況にあると危惧される中山間地域においては、このように農業経営と林業経営が一体として行われているケースが多くみられ、地域資源の保持・管理に必要な実態把握のためにも、これまでどおり単一の調査票により調査を行うことがよいのではないか。
- ・ 農業経営体の基準にのみ合致する経営体であっても、林業経営も行っているれば林業部分の調査事項に回答する必要があるのか。また、回答する必要がある場合、林業経営体の調査結果と、農業経営体で林業経営を行っている場合の調査結果は、結果表章において分離されているのか。  
→ 農業経営体で、林業経営体の基準に該当していない場合であっても、林業部分の調査事項で該当する部分は全て回答してもらっている。なお、結果表章において、林業経営体の基準に該当している経営体に係る部分とそうでない経営体に係る部分については分離して表章している。

### (2) 調査事項の変更について

農林業経営体調査票における調査事項の変更について、審査メモに沿って審議が行われた結果、それぞれの調査事項について、農林水産省において改めて整理・検討の上、その結果を次回部会において報告することとなった。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

#### ア 「【2】世帯」－「2　満15歳以上の世帯員について」－「③出生の年月」

- ・ 従来の調査基準日（2月1日）時点の満年齢から出生年月の把握に変更することによって、今後、2015年センサスと2020年農林業センサスをマッチングすることにより、

新たな分析も可能となるのではないかと考えられるが、このことを生かした表章を考えているのか。

→ 現在のところ結果表章の面での対応は検討していないが、今後、分析の段階で非常に役立つ有用な情報になるものと考えている。なお、今回の変更は、国勢調査における年齢の把握方法に合わせたものである。

- ・ 今回の変更における年齢の把握方法により、これまで日本の農業を主に支えてきた世代の農業者がリタイアする時期に入っている中、当該農業者の後継予定者が実際に後を継いだかどうかなどについて分析することに寄与するものであり、また、本調査項目等を用いて、2時点間の農林業センサスの調査結果を接続した世帯員ベースでの統計の作成も可能になると考えられることから、こうした観点からの統計表の作成を検討する必要があるのではないか。
- ・ 近年、非農家出身者が新規に就農するケースや、家族経営体を家族以外の者が継承（第三者継承）するようなケースが増えつつあるなど、担い手の構造が大きく変わっていく中で、その動向把握や詳細な分析に寄与する変更であると考える。

#### イ 「【2】世帯」－「2　満15歳以上の世帯員について」－「⑦経営主等」

- ・ 「経営方針の決定に関わっている」のか否かの判断については、家族経営協定<sup>(注)</sup>を締結しているような農家では判断できるだろうが、それ以外の農家については判断できないのではないか。

(注) 家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものとされている。

- 調査票中に「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先の決定等の経営方針に参加している方」と注記しているので、紛れは生じないものと考えている。
- ・ 変更理由等を見る限り、主に女性の農業経営への参画状況を把握したいものと思われる。例えば、農村女性の中で、農協の正組合員、役員、総代である者などが考えられるが、農業経営への参画をもっと広い概念で捉えるのであればもう少し具体的な聞き方をすべきと考える。
- ・ 農村女性の農業経営への参画にはいろいろな形があり、例えば、経理帳簿を付けている場合はどう扱うのか。もう少し具体的な注釈を入れたり、基準を示したりするほうが正確に記入してもらえるのではないかと考える。
- ・ 「経営方針の決定に関わっている」の定義等について、何を把握したいのか、どのように経営方針に関わっている場合に記入してもらいたいのか明確にすることが必要である。農林水産省において改めて本事項について整理・検討の上、次回部会において報告していただきたい。また、「経営の後継者」の世帯員の記入について、1人に限定しているが、複数の後継者がいる場合の取扱い等について政策実施部局に相談し、その結果についても報告していただきたい。

⇒ 「経営方針の決定に関わっている」の定義等や、「経営の後継者」の世帯員の記入の取扱いについて、より正確な記入を図る観点から、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することになった。

## ウ 「【4】農業経営の雇用」－「1 常雇い」

- ・ 「常雇いした人」の定義について「あらかじめ 7か月以上の契約で雇った人」の期間を仮に 7か月より短くした場合、高原野菜を栽培する地域において夏季に 1か月単位で雇用されている人や、沖縄のサトウキビ畑において収穫期に数か月単位で雇用される人も含まれてくることになることから、ここで意図している労働力を正確に把握していくことが難しくなると考えられる。そういった意味で 7か月以上という期間は妥当ではないか。
- ・ 年齢階層の区分については、高校卒業後も農業者大学や大学を卒業した後、組織経営体で働いている人も相当数いるため、おそらく 15～24 歳は少なく、25～44 歳に集中すると考えられる。そのため、25～44 歳という区分について、より詳細な区分とするべきではないか。
- ・ 本調査事項の結果について、「他の統計調査や行政記録との連動までは想定していない」と説明しているが、基幹統計調査であるセンサスとして調査するのであれば、農業政策のための活用の面を一義的に考えるとしても、労働力調査等他の労働関係の統計調査における年齢階層区分等と一定程度リンクできる設計を検討すべきと考える。
- ・ 他の統計調査において、「常雇い」の定義は 7か月より長くなっているのか。
  - 経済センサスにおいて「常用雇用者」は、期間を定めずに雇用されている者や 1か月を超える期間を定めて雇用されている者などとされている。
  - 補足とすると、経済センサスの場合、上記要件に加え、調査日前の 2か月間でそれぞれ 18 日以上雇用されている者という要件がある。農業は地域性、季節性があるので、他の産業と同じ定義にすることは難しいと考える。
- ・ 仮に経済センサスで使われている常用雇用者に近い概念で調査すると、どうような結果となるのか。農林業センサスの常雇いの概念よりかなり多くの人が対象となるのか。
  - 仮に、経済センサスと同じ常用雇用者として捉えた場合、農林業センサスは 2月 1 日が調査基準日なので、12 月又は 1 月に 18 日以上雇用された者が対象となる。このため、農業の季節性を勘案すると、常用雇用者の概念に合わせるということは難しいと考える。
- ・ これまでの農業雇用の分析は、農業の世界だけを考えたやり方であったと思う。先ほど、他の労働関係の統計調査における年齢階層区分等と一定程度リンクできるよう検討すべきとの意見があったが、労働人口の移動状況を分析するに当たり、農業のみが閉鎖された労働市場ということではないので、他産業との間の労働力の移動状況等の分析の観点から労働者の定義を他産業の統計と合わせるべきではないか。
- ・ 労働力の実態を分析するに当たって、他の産業統計との間で労働力の概念や年齢区分を全て合致させるのが理想ではある。しかし、7か月以上という基準を変えてしまうことは、農業の特殊性やこれまでの政策の経緯もあって難しいであろうから、そこまでは求めていないが、今回、年齢階層の区分については、ある程度統一していただきたい。
- ・ 「常雇いした人」の定義を従来どおり「7か月以上の契約で雇った人」とすることについては、農業の特殊性、統計の継続性の観点から理解できるが、一方で農林業経営体のうち法人の組織経営体については、経済センサスの調査対象となっている。このため、

「常雇いした人」についての概念の問題も含め、経済センサスとの関係について、次回以降の審議で引き続き検討してほしい。また、年齢階層区分についても、農林水産省は政策目標としている新規雇用就農者数において、当該就農者の年齢を39歳以下としていることから、この政策目標との整合性も考慮するべきではないかと考える。

→ 「7か月以上の契約で雇った人」という定義については、これまでの継続性もあり、今後もこの概念で調査することしたいが、年齢階層区分については、調査事項の検討に当たり、省内でも議論の上、現在の整理としているところであり、改めて検討の上ご報告したい。

⇒ 把握する年齢階層区分について、他の産業統計との関係を踏まえ、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

## エ 「【5】土地」－「経営耕地（田）の状況」

- ・ 調査項目について、「稻を作った田」と「稻以外の作物だけを作った田」がある中で、後者の内訳として「飼料用に稻を作った田」があるため違和感がある。紛れのないように整理すべきではないか。

⇒ 調査項目の区分について、より正確な記入を図る観点から、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

## 6 次回予定

次回部会は、平成25年7月12日（金）16時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。